

# 日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成31年3月  
食料産業局

## I 趣旨

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき「障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格」を制定すること及び法第5条において準用する第3条に基づき「定温管理流通加工食品の日本農林規格」を廃止することを踏まえ、日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「規則」という。）について、所要の規定の整備を行う。

## II 主な改正事項

格付の表示の除去等を行う農林物資【規則第72条関係】

(1) 「障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格」の制定に係る改正

法第41条第1項において、取扱業者は、その所有する農林物資であって格付の表示の付してあるものに日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として農林水産省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならないこととされている。これを受けて規則第72条では、日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として、個々の農林物資ごとに、当該農林物資以外の農林物資と混合すること等の事由を規定している。

障害者が生産行程に携わった食品のうち、障害者が生産行程に携わり生産された生鮮食品（以下「ノウフク生鮮食品」という。）については当該規格において生産行程管理者に対し、消費者等の外部からの問合せに対し、障害者が携わった主要な生産行程を回答することができるようにすることを要求している。このことを踏まえ、格付の表示を付した障害者が生産行程に携わった食品が、日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として、

- ① 障害者が携わった主要な生産行程が明らかでなくなること
- ② 当該食品以外の農林物資と混合すること

を規定する必要があることから、規則第72条の表に「障害者が生産行程に携わった食品」の項を追加し、上記①及び②の事由を規定する。

(2) 「定温管理流通加工食品の日本農林規格」の廃止に係る改正

定温管理流通加工食品の日本農林規格の廃止に伴い、規則第72条第1項の表中「定温管理流通加工食品」に係る規定を削除する。また、規則第72条第2項においては、同条第1項の農林物資は低温管理流通加工食品とすることとされているが、同項の農林物資のうち定温で流通行程の管理を行う必要がある農林物資は定温管理流通加工食品のみであるため、同項を削除する。

## III 施行期日

(1) 障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格の施行の日

(2) 定温管理流通加工食品の日本農林規格の廃止の施行の日